

香川県外から移住するみなさまへ

家賃などの賃貸住宅に係る費用の一部を補助します

丸亀市では、香川県外から本市に移住する方の住宅の賃借に要する費用の一部を補助することで、本市への移住・定住の促進を図っています。

対象となる方

～以下の条件をすべて満たす方～

- 本市への転入前、香川県外で3年以上居住していた方
- 申請する年度の前々年度4月1日以降に香川県外から丸亀市内に転入した方
- 移住に際して、新たに民間賃貸住宅の契約(本人名義)を締結し、家賃等を負担している方
- 申請者が属する世帯の構成員(当該申請者及びその方と生計を一にする親族。以下「世帯構成員」といいます。)が、県税及び市税の納付すべき金銭を完納していること

対象とならない方

～以下のいずれかに当てはまる方～ ※1つでもチェックが入る方は対象になりません。

- 転勤や就学その他一時的な居住である。
- 単身世帯である。
- 公的賃貸住宅、社宅、事業所の寮、雇用促進住宅に居住している。
- 三親等以内の親族所有の住宅等に居住している。
- 世帯構成員が生活保護法に規定する保護または公的家賃補助を受けている。
- 世帯構成員に、暴力団等の反社会的勢力の構成員がいる。
- 世帯構成員が、過去に本制度による補助金の交付を受けている。
- 日本国籍、または日本国の永住権を有していない。
- 申請後、転出等により、定住しないことが明らかである。

補助額

① 家賃補助金

対象となる月額は、

「賃借料（管理費、共益費及び駐車場料金を除く。）－住宅手当」×2分の1

- ・1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額で、2万円を上限とします。
- ・転入した日の属する月の翌月から起算して24ヶ月までを対象とします。（ただし、補助金の交付決定は年度単位で行うため、次年度以降の補助について確約するものではありません。応募状況によっては抽選としますので、初年度で交付決定を受けても、次年度以降に交付決定を受けられない場合があります。）

② 初期費用補助金

初期費用とは、礼金、不動産取引手数料及び家賃支払保証料です。

賃貸借契約に関して要した初期費用の合計額×2分の1

- ・1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額で、6万円を上限とします。
- ・1回に限り対象とします。

申請手続きの流れ

①交付申請⇒交付決定通知⇒②実績報告⇒確定通知⇒③交付請求⇒入金

- ・申請者にしていただくことは、で囲んでいる部分です。
- ・年度ごとに申請していただきます。
- ・実績報告は、毎年度3月末日までとします。
- ・申請額が予算額に達した場合は受付を終了します。

【提出書類】

- ①交付申請 様式第1号（交付申請書）
様式第2号（誓約書）
様式第1号に記載する必要書類（※）
債権者登録申出書（初年度申請者のみ）

（※）このうち、丸亀市への転入前3年間に丸亀市に居住していないことを証明する書類としては、戸籍の附票や前住所地の住民票の除票などを提出してください。また、申請初年度において、申込み時点で香川県税の課税対象者でない場合は、香川県税に滞納がないことを証明する書類の提出は不要（ただし、次年度以降の実績報告時には必要）です。

- ②実績報告 様式第7号（実績報告書）
様式第7号に記載する必要書類

- ③交付請求 様式第9号（精算払請求書）

問い合わせ先 丸亀市市長公室秘書政策課（丸亀市役所本館3階）

電話 0877-24-8839 E-mail:seisaku-t@city.marugame.lg.jp